

令和 5 年度事業報告

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

令和 5 年度活動経過報告

令和 5 年度の活動に当たっては、オンライン講習会の準備・開催及び受託事業として、国立研究開発法人 国立環境研究所から受注した「令和 5 年度有明海・八代海等水質・底質・生態系データベース構築業務」への対応や令和 6 年度の事業費獲得に向けた助成金申請活動等に加えて、平成 14 年 6 月から当 NPO 法人の活動拠点であった熊本大学構内から学外に事務所を移転しなければならなくなり、そのための事務所整理・移転準備等に取り組んで参りました。

1 事業の成果

1-1 特定非営利活動に係る事業

1-1-1 海域、陸域の環境及び国土保全に関わる調査・研究

(1) 有明・八代海沿岸域環境研究会の開催・運営

「第 2 部八代海を取り戻すためにやること！」と題し、オンライン講習会の第 7 回目を熊本県沿岸域再生官民連携フォーラムとの共催により、「第 7 回 今すぐやれることは？ 次の世代のためにやれることは？」を企画開催し、会員の皆様を含め多くの方々にご参加いただきました。

【開催概要】

令和 5 年 7 月 14 日（金）14 時から 16 時

・参加者数 45 名

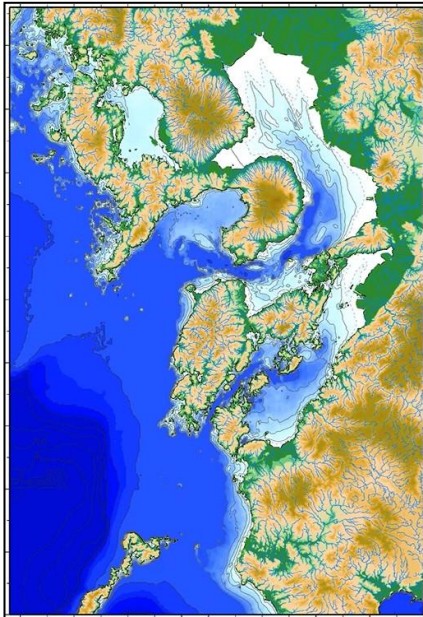
★テーマ 1：オンライン講習会 第 1 部～第 2 部 SS4 のおさらい

講演者：熊本県沿岸域再生官民連携フォーラム企画運営委員長

特定非営利活動法人 みらい有明・不知火 理事長

熊本大学名誉教授

滝川 清 氏



オンライン講習会（第7回 2023.07.14） － 有明海・八代海 沿岸海域の再生のために － － まとめ －



第1部 八代海はどんな海

- §.1 八代海の今昔
- §.2 ほかの海との違い
- §.3 八代海を囲う陸地と島
- §.4 八代海は悪くなっている？
- §.5 八代海の将来は

八代海の特徴把握と
課題の認識

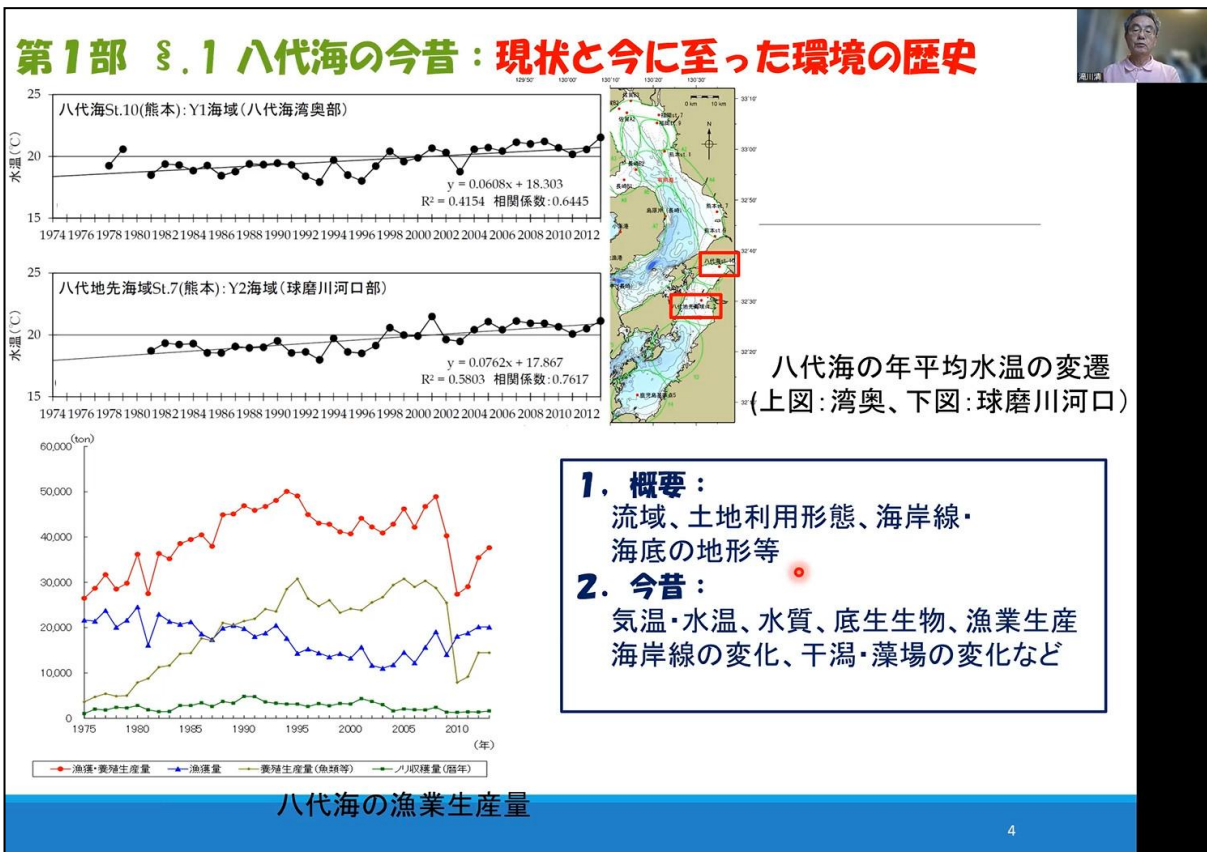
第2部 八代海を取り戻すためにやること！

- §.1 有明海・八代海における生態系構造とその理解
- §.2 八代海の生き物は？
- §.3 八代海の生き物と環境の関係は？
- §.4 八代海のゴールは？

熊本県沿岸域再生官民連携フォーラム
NPO法人みらい有明・不知火

共催

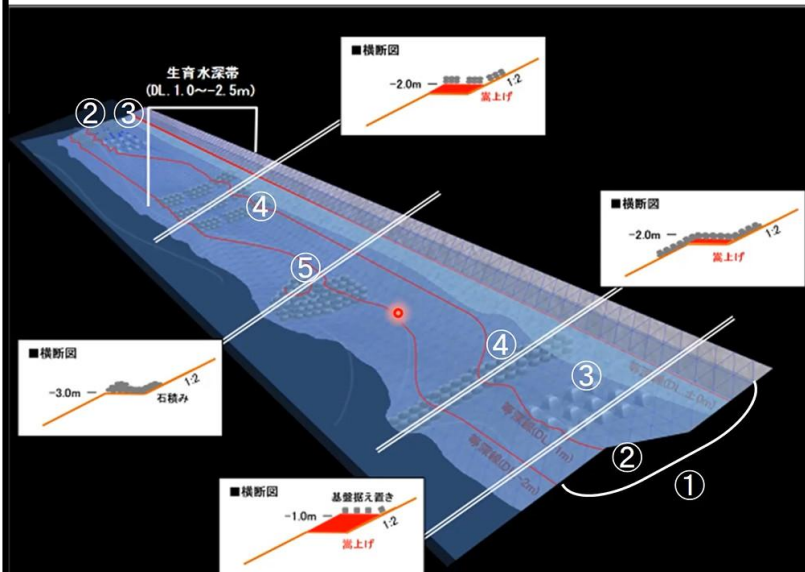
スライド 1. 滝川理事長 講演の様子



スライド 2. 滝川理事長 講演の様子



【多様な生育の場の創出(工夫)】



- ①DL -2.0m 以浅の被覆ブロックに凹凸ブロックを使用
- ②小段を嵩上げ
- ③被覆ブロック上に凹凸ブロック等を分散して設置
- ④及び⑤深い箇所に石積を設置
- ④沖方向の長い石積みを設置して法面に起伏をつける
- ⑤深い場所の小段に石積み等による嵩上げ

47

スライド 3. 滝川理事長 講演の様子

★テーマ2：

1. 今すぐやれることは？

- (1) 水環境管理の動向
- (2) 行政でやれること
- (3) 企業でやれること
- (4) 学校でやれること
- (5) 家庭（個人）でやれること

2. 次の世代のためにやれることは？

講演者：熊本県沿岸域再生官民連携フォーラム

八代海湾奥環境改善保全シナリオづくりPT長

特定非営利活動法人 みらい有明・不知火 理事

川岸 寛 氏

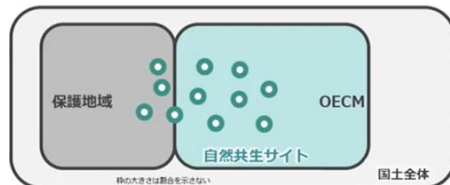
第2部 §.5 今すぐやれることは？

1. 水環境管理の動向（4）

○ OECMについて②

現在の日本の保護地域は、陸域：20.5%、海域：13.3%となっています。

環境省は、主に令和2年度から検討が始めており、本来目的に関係なく生物多様性の保全に貢献するエリアを、**自然共生サイト(仮称)**として個別に認定する仕組み※を検討しています。



※企業、団体・個人、自治体から申請を受けて、国が認定する仕組み

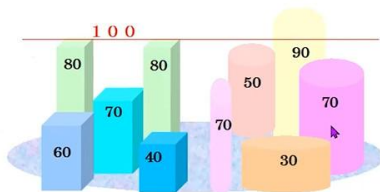
ただし、これらは陸域を対象とした検討が先行しており、海域の本格的な検討はこれからです。

スライド4.川岸理事 講演の様子

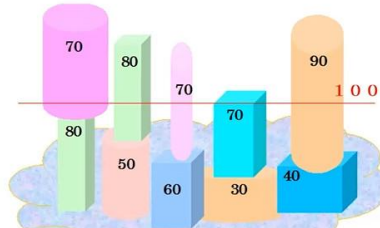
第2部 §.5 今すぐやれることは？

3. 企業でやれること（3）

○～地域のものは地域で守る～持続可能な地域づくりを目指して



異業種の連携:新しい形の可能性



異業種の連携・連合:自由に変形・対応、新しいものづくり

異業種の連携、さらには異業種の連合（共合）など互いの技術・情報を公開、提携、共有し、技術力の向上のみならず、新たな技術開発に向かう取組み

スライド5.川岸理事 講演の様子

(2) 【受託事業】

業 務 名：令和5年度有明海・八代海等水質・底質・生態系データベース構築業務

発注機関：国立研究開発法人 国立環境研究所 地域環境保全領域

工 期：自) 令和6年1月22日～至) 令和6年3月8日

有明海・八代海等を対象とした陸域－海域統合モデルを構築するために必要な現地観測データ、及び気候変動の影響を解析するために必要な経年的な水環境・生態系データを収集し、データベースとして整理を行いました。

【業務内容】

(1) 現地流向・流速観測データの取得・整理

有明海と八代海の海水交換の再現性を検討するため、三角の瀬戸等における横断面2ヶ所において、ADCPによる流向・流速の移動観測をそれぞれ1回実施しました。

各横断面の移動観測は概ね2時間程度以上とし、取得した流向・流速データを整理・解析し、調査時における断面流量を算定しました。

(2) 水質・底質・生態系に係る長期モニタリングデータの収集・整理

有明海・八代海等における水質・底質・生態系の長期変動傾向と気候変動の影響を解析するため、環境整備船「海輝」「海煌」を用いて実施している定期環境調査（水塊構造調査、底質・底生生物調査、八代海定点連続水質調査）における2004年度以降の各年度全測点における水質・底質・生態系に関する観測データを収集・整理しました。

- ・水質項目：水温、塩分、溶存酸素、クロロフィル a、濁度・SS、pH、ORP、植物プランクトン、動物プランクトン、流向・流速
- ・底質項目：粒度組成、全硫化物、含水率、湿潤密度、強熱減量、COD、T-N、T-P、クロロフィル a、ORP、TOC、底生生物（マクロベントス）

注 文 書

特定非営利活動法人 みらい有明・不知火 様

国立研究開発法人 国立環境研究所
総務部 会計課 伊藤 十蔵
〒305-8506
茨城県つくば市小野川16-2
TEL: 029-850-2775

件 名 : 令和5年度有明海・八代海等水質・底質・生態系データベース構築業務

金 額 : 947,100 円 (内消費税 86,100 円)

別添貴社見積書のとおり

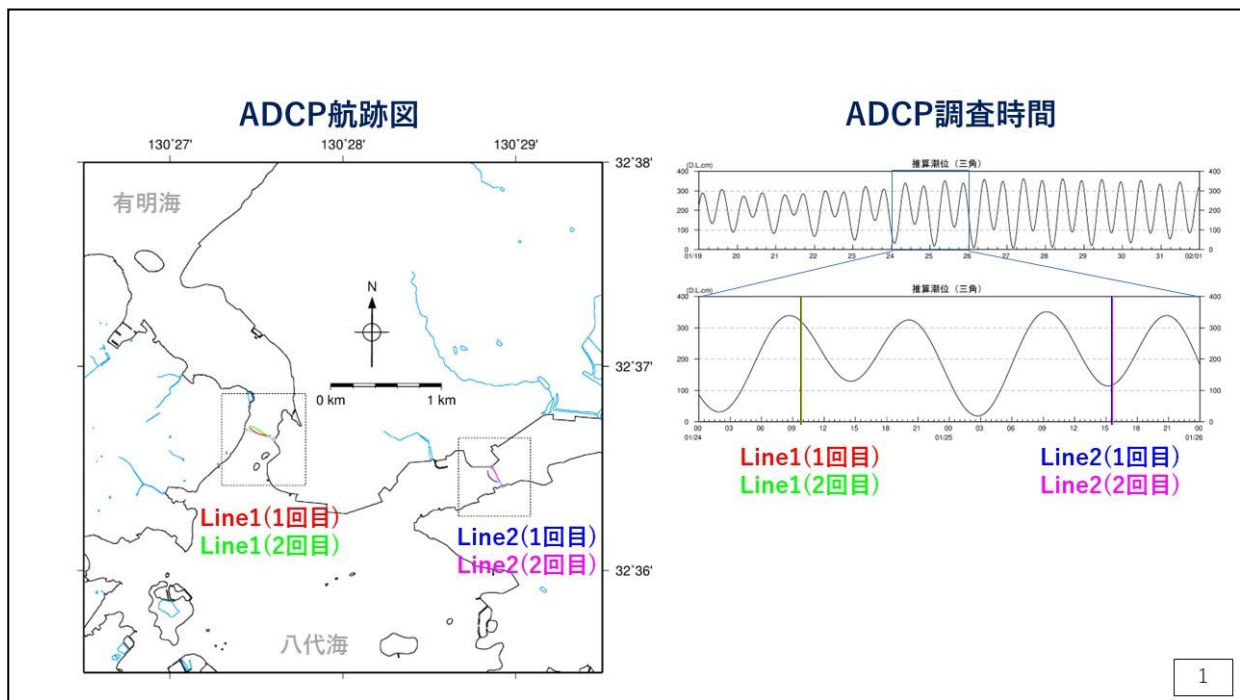
業務担当者連絡先 担当所属 : 地域環境保全領域 業務担当者 : 東 博紀 連絡先(下4桁) : 2026 宮田(2245) (029-850-を付けてお電話ください)	
履行期限 : 2024年3月8日 納入場所 : 研究本館 I (研究第2棟) 3F 312	
必要書類 (各 1 通)	☒ 見積書原本(既に研究室へ提出済の場合は不要です) <契約期間終了後> ☒ 業務完了届または納品書 ☒ 請求書

※1. 送信表の注意事項をご一読頂き、速やかな書類の作成をお願い致します。

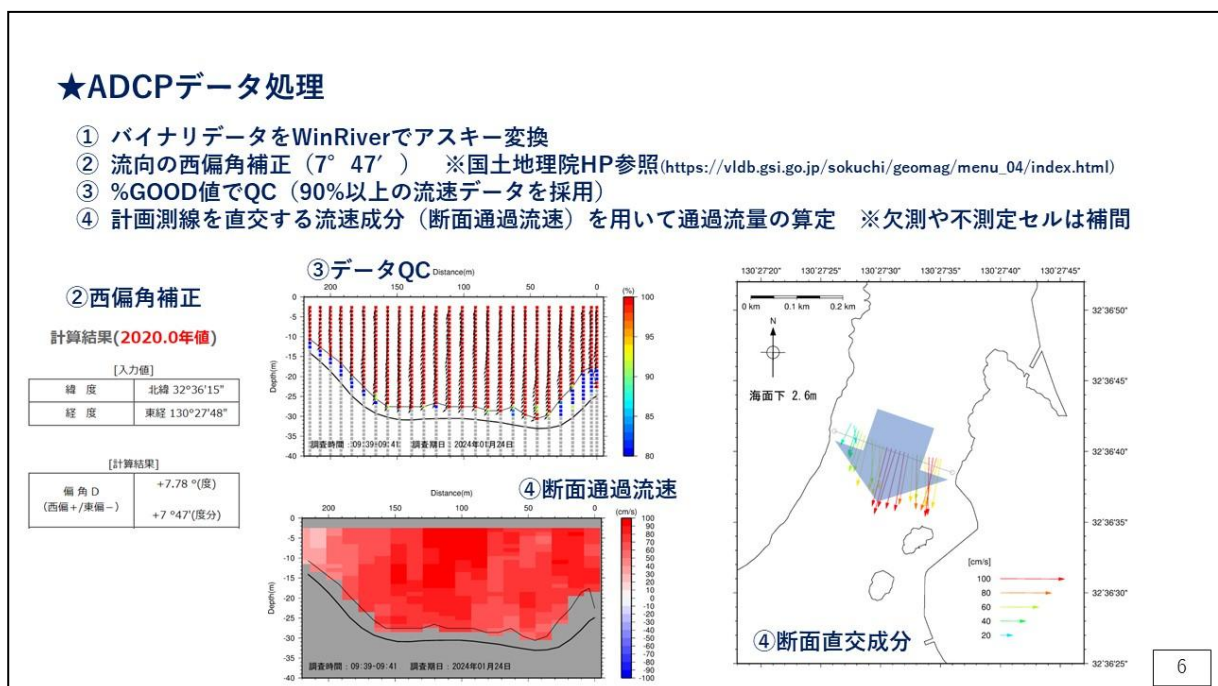
※2. 契約期間が年度末までの契約につきましては、業務終了の際は速やかに（遅くとも4月上旬）各書類の提出をお願い致します。

補足説明

1. この業務により生じた管理費は、当NPOの管理費その他経費に充当しております。



スライド7. 現地流向・流速観測データ取得概要のサンプル



スライド8. ADCPデータ処理の概要のサンプル

(3)「八代海再生へのシナリオ」書籍の販売

八代海についてのこれまでの研究成果や最新の科学技術的な知見を網羅し“八代海の真の再生”に資することを目標に編纂・製本した書籍「八代海再生へのシナリオ」の提供（印刷・製本・郵送費のみを徴取）を行っています。令和5年度は、本シナリオを教材として八代海再生に向けた様々な課題や取り組み等をご紹介しますオンライン講習会の受講者の方や八代海・有明海など日本全国の沿岸域の再生に取り組んでおられる研究者、技術者、関係行政機関の方々から5冊のお問い合わせがあり、ご購入いただきました。

1-1-2 海の交流事業と広報活動に関わる企画・運営

新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり制限が大幅に緩和されたことを踏まえて、令和5年度の事業計画として、有明海・八代海の再生に取り組んでおられる方々の地域間や分野間での活動をつなげる交流の場の創出や研究・取り組み成果の広報の場として、シンポジウムの開催を事業計画に盛り込んでおりましたが、夏季以降の陽性者数の増加等新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せないことを考慮し、対面方式による活動を見送らせていただきました。

そのような中、令和6年度に向けた「海の交流事業と広報活動」実現に向けに取り組むとして、（独法）地球環境基金助成金を活用した「環境学習：（仮称）熊本の干潟を守り（隊）“人材育成活動”の助成金交付申請を行いました

が採択には至りませんでした。今後も引き続き当NPOの活動である「海の交流事業と広報活動」の主旨に沿う助成金交付募集に取り組んで参ります。

1-1-3 環境の再生・維持及び防災に関わる地域社会支援活動

熊本県沿岸域再生官民連携フォーラムの事務局活動

令和5年度においても熊本県沿岸域再生官民連携フォーラムの中核をなす企画運営委員会や各種PT委員、運営事務局として継続活動を行っております。令和5年度は、熊本県沿岸域再生官民連携フォーラムとの共催開催として、第7回目のオンライン講習会（Web形式）の運営事務局として活動して参りました。

1-2 その他の活動 【ホームページの運用】

情報発信の基盤として当NPOのホームページについて、イベントごとにコンテンツを追加するなど、活動の経過や最新の情報を順次掲載するとともに、特定非営利活動法人推進法で公告の義務が定められた「貸借対照表の公告」や「事業報告書」等の掲示を行っています。

また、「海域、陸域の環境及び国土保全に関わる調査・研究」として活動中のオンライン講習会の開催概要の紹介やWeb参加受付等、効率的な運営に資するよう適宜ホームページコンテンツの追加、補填等に取り組むことで当NPOの活動への関心や興味ある方々に「有明海・八代海沿岸海域の再生と持続的な地域再生」についての最新の知見や現状の課題、その解決に向けた様々な情報発信を行っています。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の 人数	受益対象者範囲及 び 人数	支払額 (千円) 端数切上
海域、陸域の 環境及び国 土保全に関 わる調査・研 究	第 7 回オン ライン講習 会の開催	R5.7.14 (金)	NPO 事務室 Web 参加	5 名	有明・八代海沿岸 域の研究者、関係 行政機関、技術 者、地域住民 参加者数：45 名	294 千円
	【受託事業】 令和 5 年度 有明海・八代 海等水質・底 質・生態系デ ータベース 構築業務	自：R6.1.22 ～ 至：R6.3.8	八代海 三角の瀬戸 等	作業延人 数約 30 名	【発注者】 国立研究開発法人 国立環境研究所 地球環境保全領域	23 千円
	「八代海再 生へのシナ リオ」配布	R5.7.1 ～ R6.6.30	NPO 事務室	作業延人 数 5 名	有明・八代海沿岸域 の研究者、地域住民 配布数：5 冊	0 千円
海の交流事 業と広報活 動に関わる 企画・運営	【新たな活 動の模索】 環境学習： (仮称)熊本 の干潟を守 り(隊)“人 材育成活動	R5.9.6 ～ R5.12.22	NPO 事務 室	4 名	【助成金要望先】 独立行政法人 環境再生保全機 構	0 千円
環 境 の 再 生・維持及び 防災に関わ る地域社会 支援活動	第 7 回オン ライン講習 会の開催	R5.7.14 (金)	NPO 事務 室、Web 参加	5 名	熊本県沿岸域再 生官民連携フォ ーラムの支援及 び事務局	0 千円
その他の活動 ホームページの更新等		(自)R5.7.1 (至)R6.6.30	NPO 事務 室	作業延人 数 5 名		0 千円

3 定款の改定について

(1) 定款の改定の理由

平成14年6月のNPO設立以来、約22年間にわたり当NPOの活動拠点であった熊本大学工学部附属工学研究機器センター201号室で活動を行って参りましたが、熊本大学の要請により令和5年度をもって学外に事務所を移転しなければならなくなりました。

移転要請の主な理由は、令和6年度より工学部内に新設された半導体デバイス工学課程の新設など学部・学科の増設により教員室、研究室が不足しているためとの理由です。

そのため、令和6年度以降のNPOの活動拠点に相応しい移転先について、理事長を中心に協議検討を重ねた結果、新たな事務所移転先として、「一般社団法人熊本県測量設計コンサルタンツ協会2階会議室C」を借り受け出来ることとなりました。令和6年4月1日にNPO事務所として移転したことにより、本NPOの定款第2条（事務所）で規定する法人の主たる事務所住所の記載事項を改定することとなりました。

(2) 事務所移転による定款の改定の内容

定款の改定内容は、次のとおりです。

現行定款・改正定款案対照表
(該当箇所のみ記載し、改正箇所は二重下線で示します)

現行定款	変更定款案
第2条（事務所） この法人は、主たる事務所を <u>熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 国立大学法人熊本大学工学部附属工学研究機器センター201号室</u> に置く。	第2条（事務所） この法人は、主たる事務所を <u>熊本県熊本市中央区帯山1丁目38番31号 一般社団法人熊本県測量設計コンサルタンツ協会2階会議室C</u> に置く。



事務所遠景：熊本県測量設計コンサルタンツ協会



位置図

4 第 22 期役員改選

当法人は、定款第 16 条（注 3）によって役員の任期は 2 年と定められています。令和 6 年度は任期が満了する時期にあたりますので、役員改選の審議をお願い致します。

なお、本総会において事務局でお示しする第 22 期役員名簿案は、第 21 期役員の皆様に重任していただく案としております。

.....

（注 3）

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 22 期役員名簿

令和 7 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日まで

特定非営利活動法人 みらい有明・不知火

役名 (役職名)	氏 名	住所又は居所	就任期間
理事 (理事長)	滝川 清	熊本市東区下江津 2 丁目 1 番 48 号	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日
理事 (副理事長)	加藤 治	佐賀市本庄町大字本庄 923 番地 5	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日
理事 (事務局長)	中田 慶一郎	熊本市東区佐土原 1 丁目 8 番 45-811	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日
理事	川岸 寛	川崎市高津区梶ヶ谷 2 丁目 12 番 1 梶が谷パークホームズ 413	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日
理事	高木 克己	熊本県上益城郡益城町大字小池2172番地1	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日
理事	西本 英明	熊本市西区島崎 6 丁目 7 番 7 号	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日
理事	後藤 幹夫	熊本県上益城郡益城町大字古閑 40 番地 8	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日
監事	山本 祐司	熊本市西区池田 4 丁目 16 番 16 号	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日
監事	田代 裕信	熊本市東区下江津 5 丁目 5 番 31 号	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日